

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和4年8月19日

寒川町監査委員 北村 美仁  
同 太田 眞奈美

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和4年7月13日から令和4年7月27日まで

**3 監査の対象部課等**

学び育成部 子育て支援課  
総務部 税務収納課

**4 監査の対象**

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【学び育成部 子育て支援課】**

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

**【総務部 税務収納課】**

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 監査の結果に関する意見

### 【学び育成部 子育て支援課】

#### ア 随意契約について

子育て支援センター事業とファミリーサポートセンター事業を随意契約で委託している。随意契約の理由として、相談者との信頼性を継続するためとあるが、契約にあたっては、経済性や効率性の検討も必要であり、複数で競争させることでより良い運営を行う業者を選択できる可能性もあるため、公平性の観点から競争入札についても検討されたい。

#### イ 利用者満足度の把握について

子ども・子育て支援法に、アンケート調査の実施について定めがあり、子育て支援センターにおいても利用者アンケート調査を実施していた。点数とその理由を記載する方法で満足度の把握を行っているが、同じ委託先に随意契約で事業を継続していることから、事業がマンネリ化していないか、利用者ニーズに合っているか、スタッフの技術や専門知識が不足していないかといった点についてもチェックし、今後の事業推進につながるようアンケートの内容もさらに工夫されたい。

#### ウ 地域子育て環境づくりについて

地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業を行う団体に補助金を交付しているが、現状は申請のあった特定の団体への交付になっている。近年「こども食堂」等を行う地域団体も増えており、町から補助制度についての投げかけをしているが、一定の条件が整わないことで補助金の申請ができないケースがあるとのことであった。「こども食堂」等を行う地域団体への支援は重要であり、補助が受けられない団体がある事は公平性に欠けることから、補助のあり方について検討されたい。

また、補助金を交付されていない団体に対しても取り組みの内容を把握し、食材の提供に関する情報提供やマッチングなどの支援も検討されたい。

#### エ 子育て支援事業の推進体制について

町は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に「子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくりまします」と位置付けており、子育て支援は極めて重要な事業となっている。さらに子育て環境の充実を図るため「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育サービスや各種の助成事業など、子ども・子育て関連事業はさらに拡大している状況にある。

相談業務などは会計年度任用職員で対応しているが、子育て支援課の職員は町民と接する機会も多く、職員一人ひとりの負担も大きい。未来を担う子供たちの健やかな成長や学びを支えていくことは、町の最優先課題であり、サービスの量や質を維持するための人員の手当てが適切になされるよう考慮されたい。

### 【総務部 税務収納課】

#### ア 随意契約について

多くの事務で、随意契約による業者の決定を行っているが、随意契約は、政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に一者随契とする判断は経済性、公平性の観点からより慎重に行わなければならない。「寒川町随意契約ガイドライン」に基づき、経済的合理性や緊急性、技術の特殊性などについて客観的、総合的に判断し、事業者の選定を行われたい。

#### イ 契約方法の見直しについて

固定資産税標準宅地鑑定業務委託については、町内の状況や土地の時価の変動に精通していることを理由に随意契約を結んでいる。今回は時点修正であることから、随意契約は妥当と判断するが、委託先の不動産鑑定事務所はすべて町外業者であり、評価替えに伴う鑑定評価にあたっては他市の状況を調査のうえ、競争入札について

も検討されたい。同一業者との契約が長くなる場合は見直しをされたい。

#### ウ 収納率向上について

令和3年度はコロナ禍にありながら、税込、収納率ともに前年より向上しており、保険料や保育料などの滞納整理も成果を上げている。収納事務については、税負担の公平性からも成果は評価される。

今後更なる確かな課税客体の把握と、庁内連携による収納率向上を図られたい。

#### エ 職員の育成について

税務収納課は、賦課・徴収のほか、確定申告相談にも対応している。資産税担当は家屋調査業務があり、収納担当は税の徴収に加え、保険料や保育料などの滞納整理や債権管理業務がある。これらの業務は研修や経験による専門的な知識の習得が必要となるため、若手職員の研修の参加や、知識、経験を課内で共有し、組織的に育成する環境づくりに努められたい。

また、限られた人員で滞納整理、処分をすることは容易ではないため、職員のケアについては十分配慮されたい。